

令和 8 年 8 月 28 日

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期間)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
111	海田市(R8)22号建物小便器取替等	陸上自衛隊海田市 駐屯地	8.10.30	8.8.28	8.9.4 09時00分	8.9.4 09時00分	無し	市価調査書期限 8.9.3 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先: 082-822-3101(内2317)(たかはし)

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

令和 8 年 9 月 3 日

市場価格調査書

件名リストー連番号	111
-----------	-----

¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R8)22号建物小便器取替等		仕様書のとおり	ST	1		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.10.30		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々に
ご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2303)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 林 勝之 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名

印

令和 8 年 9 月 4 日

見 積 書

件名リストー連番号	111
-----------	-----

¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R8)22号建物小便器取替等		仕様書のとおり	ST	1		
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.10.30		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の
契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))
は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2303)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 林 勝之 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名



陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 4
役 務 名 称	海田市（R 8）2 2 号建物小 便器取替等	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 8 年 8 月 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町 2 番 1 号（陸上自衛隊海田市駐屯地）

2 期 間 契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日

3 役務概要

種 別	概 要	数 量	備 考
2 2 号 建物	【撤去作業】 小便器撤去 フラッシュバルブ撤去 自動水栓撤去 給水配管・排水配管撤去及びプラグ閉塞 【取付作業】 小便器取付 フラッシュバルブ（電池式）取付 シングルレバー混合水栓取付 手洗器用電気温水器取付 電気温水器用コンセント取付（電気配線含む） 給水配管・排水配管接続及び調整	3 台 3 個 1 個 1 式 2 台 2 台 1 個 1 台 1 個 1 式	
共通	動作試験、運搬等諸作業、撤去及び報告書作成費	1 式	

4 一般事項

（1）適用基準等

本補修は、本仕様書によるほか、公共工事標準仕様書、メーカーの取扱い説明等に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、係官との協議による。

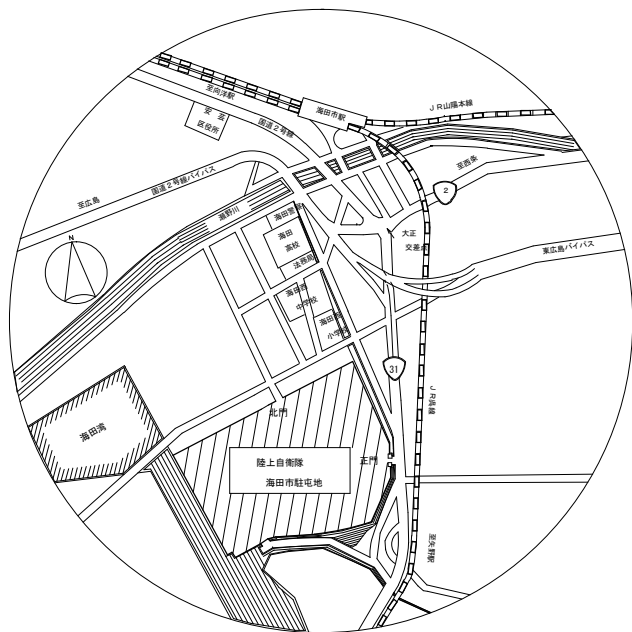
（2）安全確保

本補修により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。

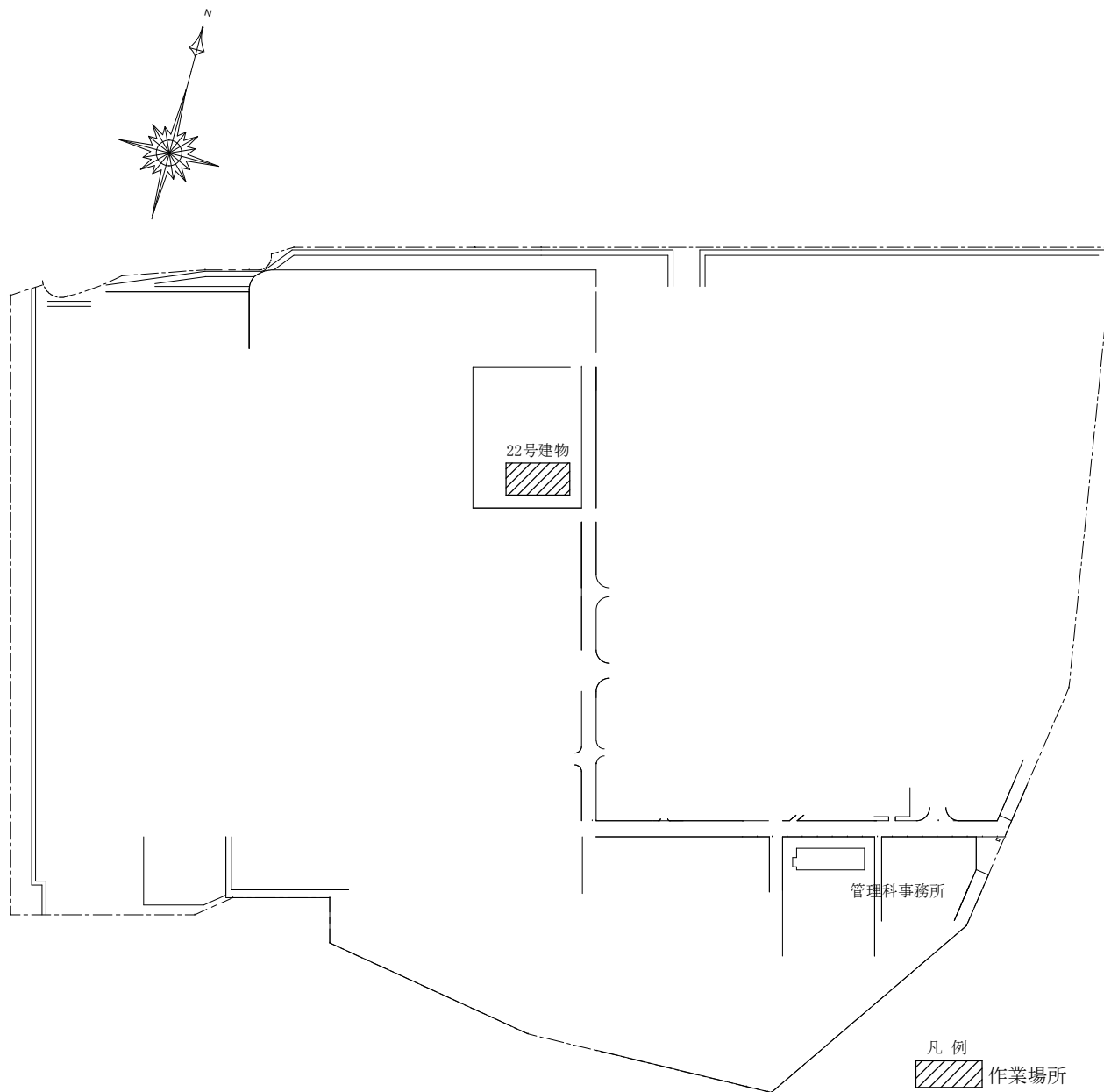
（3）作業写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第 3 版建築設備編」を参考とすること。

役務件名	海田市（Ｒ８）２２号建物小便器取替等	仕様書番号	２／４
（４）発生材の処理 請負者は、補修により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。 （５）産業廃棄物の処理等 本作業により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。 （６）主要材料 本役務に使用する材料は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。 ５ 特記事項 （１）本作業で使用する材料の仕様は下記を基準とし、請負後速やかに見本を提出すること。 ア 小便器：ＬＩＸＩＬ Ｕ－４３１Ｒ 壁掛型 同等品 イ 小便器フラッシュバルブ：ＬＩＸＩＬ ＯＫＵ－ＡＴ１３１ＳＤ 電池式 同等品 ウ シングルレバー混合水栓：カクダイ １８３－２９０ 同等品 エ 手洗い器用電気温水器：ＴＯＴＯ ＲＥＡ０１Ａ 同等品 （２）使用材料により、給排水管の偏心や延長及び接続部材が必要な場合は請負者側で負担すること。また、既存洗面台に上記材料が合わない場合は係官と調整し変更すること。 （３）取替終了後、通水試験等動作に異常がないか確認を実施し、係官に報告すること。 （４）本作業において、係官が提出を指示した書類については、速やかに提出すること。 ６ 検 査 本役務完了後、必要書類提出時に検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。			



案内図 S=1/X



配置図 S=1/3000

